

各務原市債権管理委員会設置要綱

(令和7年11月18日決裁)

(設置)

第1条 市の債権（金銭の給付を目的とする市の権利をいう。以下同じ。）の適正な管理を推進するため、各務原市債権管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の債権の管理の方針に関すること。
- (2) 各務原市債権管理条例（令和7年条例第32号）第10条第1項の規定による放棄の適否の審査に関すること。
- (3) その他市の債権の管理に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民生活部税務課債権管理指導室に関する事務を担当する副市長
- (2) 市長公室長
- (3) 企画総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康福祉部長
- (6) 産業活力部長
- (7) 都市建設部長
- (8) 水道部長
- (9) 消防長
- (10) 教育委員会事務局長

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、第1項第1号に掲げる者をもって充て、会務を総理する。

4 副委員長は、第1項第4号に掲げる者をもって充て、委員長の職務を補佐し、又は代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明若しくは意見を聴き、又は関係職員に必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 委員長は、緊急を要するとき、自然災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるとき、又は事案が軽易であると認められるときは、他の委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

（作業部会）

第5条 委員会の所掌事務に関する個別具体的な調査、研究等を行い、委員会の事務を補助するため、委員会に作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、市民生活部税務課債権管理指導室において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和8年4月1日から施行する。